

事業スキームの検討

< 目次 >

1. 検討の目的	1
2. 事業方式の整理	1
(1) 事業方式の種類	1
(2) 事業方式の特徴	1
(3) 事業方式別の公共・民間の役割分担	5
(4) 事業方式別の実績	6
(5) 公設公営方式の課題	7
(6) 公設民営方式及び民設民営方式導入による効果	8
(7) 本事業における事業方式	12
3. 業務範囲の検討	13
(1) 整備段階	13
(2) 運営段階	13
4. 運営・維持管理期間の検討	14
(1) 運営・維持管理期間検討のポイント	14
(2) 運営・維持管理期間の事例	14
5. リスク分担の検討	16
(1) リスク分担の考え方	16
(2) リスク分担（案）	16

1. 検討の目的

本市では、市場調査において事業者からの意見を聴取し、それらを反映することで、本事業における最適な仕組みを設定することを目的に検討します。

そこで本資料では、市場調査で提示する次の事項に対する本市の案を検討します。

- ① 事業範囲
- ② 事業期間
- ③ リスク分担

2. 事業方式の整理

(1) 事業方式の種類

ごみ処理施設の整備・運営に係る事業方式は、大きく分けて「公設公営方式」、「公設民営方式」及び「民設民営方式（PFI方式）」に分類できます。

- ・「公設」：公共が、自ら確保した財源によって施設を設計・建設し、かつ、施設を所有することを指します。
- ・「公営」：公共が、自ら施設を運営・維持管理し、ごみを処理することを指します。
- ・「民設」：事業者が、独自に資金を調達し、設計・建設することを指します。
- ・「民営」：事業者が、公設又は民設により設計・建設した施設を運営・維持管理し、ごみを処理することを指します。

(2) 事業方式の特徴

① 公設公営方式

公設公営方式では、公共が確保した財源によって施設を設計・建設、所有し、公共が自ら施設を運営・維持管理しながらごみを処理していきます。

ごみ処理施設を構成する技術は、化学機械、電気、機械工学等を総合化した高度な技術です。そのため、ごみ処理施設に係る設計・施工双方の要素技術を総合化する技術力は、公共側より施工側であるプラントメーカーが有しています。こうした特殊性からごみ処理施設については、公共が独自に設計・積算できるものではなく、従前より、公共が設計・施工をあわせて発注し、プラントメーカーと契約を行う「設計・施工契約」が一般的に採用されています。

運営には、施設の定期点検、施設修繕、施設更新、運転業務等の個別業務が内在していますが、一般的には、これらを個別業務ごとに予算化し、公共が直接実施する（図1参照）、又は単年度ごとに民間委託する契約（図2参照）により個別発注します。

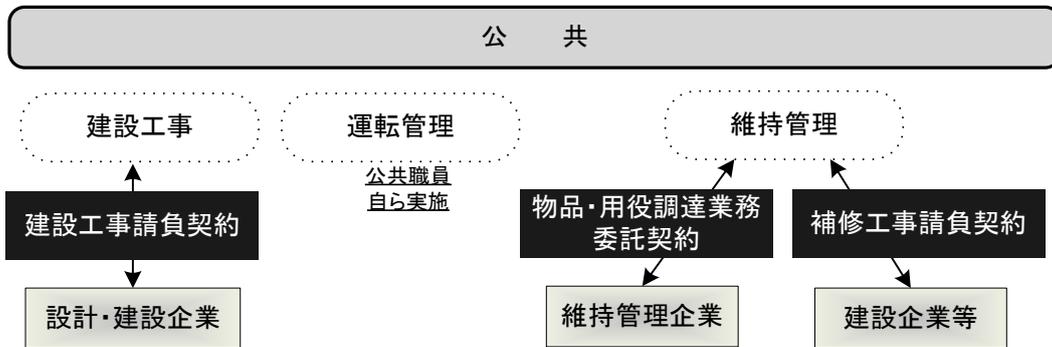


図1 公設公営方式のスキーム図（例）

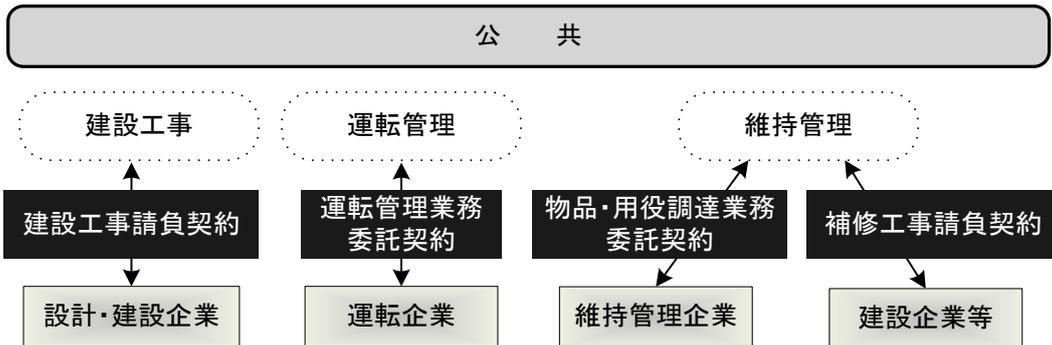


図2 公設公営方式（単年度委託）のスキーム図（例）

② 公設民営方式

1) 長期包括運營業務委託方式

長期包括運營業務委託方式は、公共の所有の下でこれから新たに稼動開始する施設、又は稼動開始後一定期間経過した施設に対し、運営を事業者（SPC※又は維持管理企業等）に長期間包括的に責任委託する方式です（図3参照）。

※：SPC（Special Purpose Company：特別目的会社）とは、ある特定の事業を実施する目的で設立された事業会社のことをいいます。特定のプロジェクトから生み出される利益で事業を行うことにより、会計上も事業上も親会社の責任・信用から切り離すことができます。

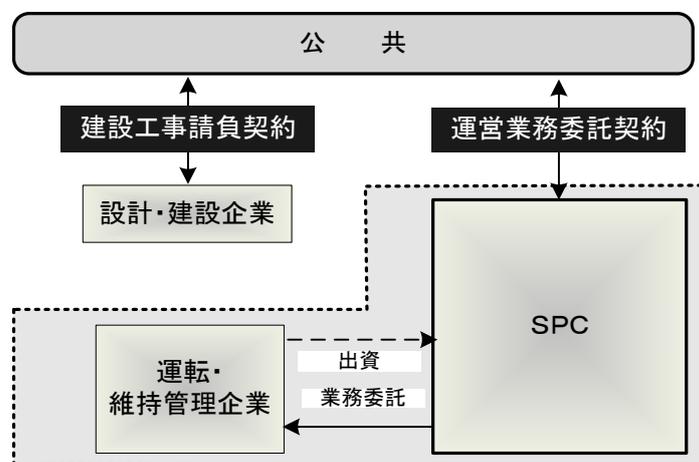


図3 長期包括運營業務委託方式のスキーム図（例）（SPCを設立する場合）

2) DBO方式 (Design-Build-Operate)

DBO方式は、公共の所有の下でこれから新たに整備する施設において、その整備と長期包括責任委託による運営を一括発注・契約する方式です（図4参照）。

この方式は、公共が確保した財源によって施設を設計・建設、所有し、公共から長期包括責任運営委託を受けた事業者（SPC）が運営・維持管理し、ごみ进行处理していきます。なお、事業者の責任範囲を広くすることで、創意工夫を発揮させ易くする特徴があります。

この方式は、一般的に、基本契約^{※1}、建設工事請負契約^{※2}及び運営業務委託契約^{※3}を同時に締結します。

※1：基本契約

- ・対象者：公共⇄落札企業各社（建設企業、設計企業、維持管理企業、運転企業等）及びSPC
- ・内容：主に事業全体の枠組みを規定（各企業の役割分担、締結すべき契約、代表企業の責務（SPCの支援義務等）等）

※2：建設工事請負契約

- ・対象者：公共⇄設計・建設企業
- ・内容：設計及び建設に関する事項を規定

※3：運営業務委託契約

- ・対象者：公共⇄SPC
- ・内容：運転、維持管理業務に関する事項を規定

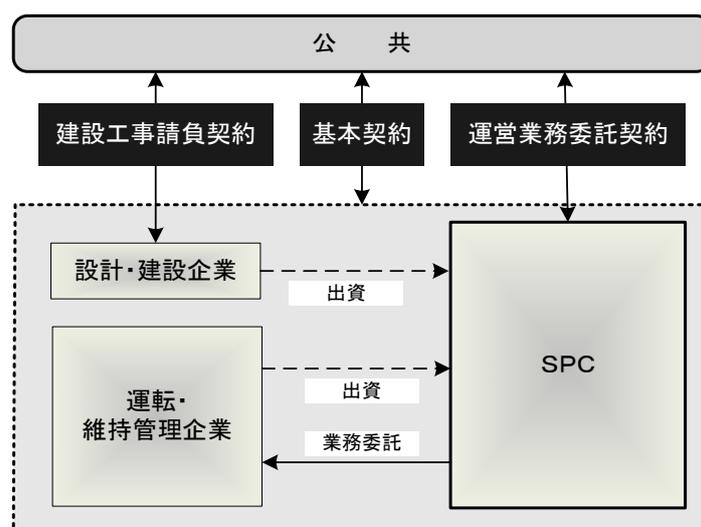


図4 DBO方式のスキーム図（例）

③ 民設民営方式（P F I 方式）

民設民営方式は、事業者が独自に資金を調達し、施設の整備、運営を行い、公共サービス（処理対象物の適正処理サービス）の対価の支払いにより利益を含めた投資資金を回収する方式です（図5参照）。施設の所有形態から、B T O方式、B O T方式及びB O O方式に分類されます。

民設民営方式では、独立性の観点からS P Cが設立されるのが一般的です。公共とS P Cの事業契約には、金融機関からのプロジェクト・ファイナンス※¹が可能となるように、条件整理やステップインライト（事業介入権）※²の仕組みを組み込んで事業性を確保し、経営の安定性、すなわち当該公共サービス（処理対象物の適正処理サービス）の提供の安定性を確保することができます。

※1：プロジェクトファイナンスとは、特定のプロジェクト（事業）に対するファイナンス（資金）であって、そのファイナンスの利払い及び返済の原資を原則として当該プロジェクトから生み出されるキャッシュフロー（収益）に限定し、そのファイナンスの担保を当該プロジェクトの資産に依存して行う金融手法のことをいいます。

※2：ステップインライト（事業介入権）とは、プロジェクト・ファイナンスにおいて、事業者が契約に基づく公共サービスを適切に行わないことにより介入権の行使事由が生じた場合に、金融機関は期限の利益を喪失させた上で、あらかじめ取得しておいた事業者の契約上の諸権利（地位譲渡予約、事業者の株式質権など）についての担保権を実行し、金融機関が指定する第三者に公共サービスを引き継がせて、安定的な事業スキームにすることをいいます。

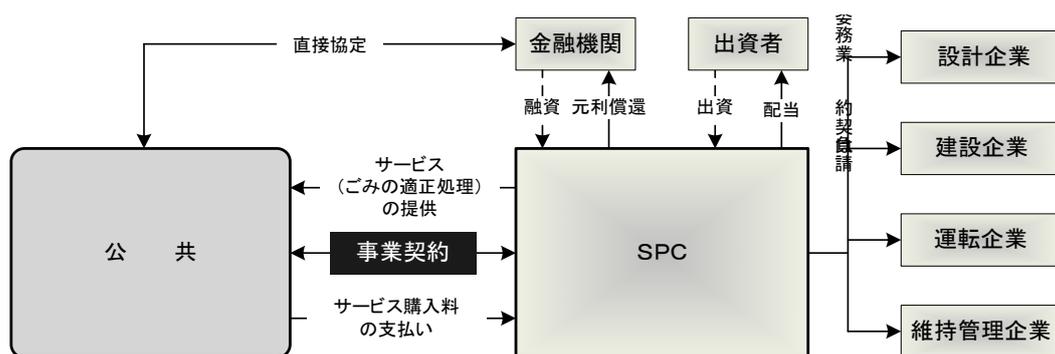


図5 民設民営方式のスキーム図の一例

1) B T O方式 (Build-Transfer-Operate)

事業者が、独自に資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設等を完成させた後、ただちに公共に所有権を移転します。事業者は、公共サービス（ごみ処理サービス）の対価により、利益を含めた投資資金を回収します。公共は当該施設等を所有し、事業者は、当該施設等を利用（運営）して公共サービスの提供を行う方式です。

2) BOT方式 (Build-Operate-Transfer)

事業者が、独自に資金を調達し、施設等の整備を行い、当該施設等を所有し、運営を行います。事業者は、公共サービス（ごみ処理サービス）の対価により、利益を含めた投資資金を回収します。事業契約期間終了後、事業者は公共サービスの提供に必要な全ての施設等を公共に譲渡する方式です。

3) BOO方式 (Build-Own-Operate)

事業者が、独自に資金を調達し、施設の整備を行い、当該施設等を所有し、運営を行います。事業者は、公共サービス（ごみ処理サービス）の対価により、利益を含めた投資資金を回収します。事業契約期間が終了しても、事業者が施設等を継続して所有して公共には譲渡せず、その後の公共サービスは、契約の継続又は別途定める契約によって継続する方式です。

(3) 事業方式別の公共・民間の役割分担

廃棄物処理施設の整備（設計・建設）・運営事業における事業方式別の公共・民間の役割分担をまとめると、表1に示すとおりとなります。本表において右側に表記する事業方式ほど民間の役割が大きくなり、事業全体として民間のノウハウが発揮しやすくなります。

表1 事業方式別の公共・民間の役割分担

項目	公設公営方式	公設民営方式		民設民営方式（PFI方式）		
		長期包括運営業務委託方式	DBO方式	BTO方式	BOT方式	BOO方式
民間関与度	小 ←————→ 大					
計画策定	公共	公共	公共	公共	公共	公共
資金調達	公共	公共	公共	民間	民間	民間
設計・建設	公共	公共	公共／民間	民間	民間	民間
運営	公共	民間	民間	民間	民間	民間
施設の所有 (運営期間中)	公共	公共	公共	公共	民間	民間
施設の所有 (事業終了後)	公共	公共	公共	公共	公共	民間

(4) 事業方式別の実績

過去20年間（平成15年度から令和4年度）における事業方式別の件数を表2に示します。

過去20年全体で見ると、「DBO方式」が最も多く48%、次いで「公設公営方式」が38%となっています。また、直近10年（平成25年度から令和4年度）で見ると、「DBO方式」が最も多く58%、次いで「公設公営方式」が31%となっており、「DBO方式」が主流となっています。

表2 事業方式別の実績

単位：件

契約年度	公設公営方式	公設民営方式		民設民営方式			合計	
		長期包括運営業務委託方式	DBO方式	BT0方式	BOT方式	B00方式		
平成15年度	6	1	0	0	0	0	7	
平成16年度	7	2	1	0	0	0	10	
平成17年度	5	2	2	1	1	0	11	
平成18年度	11	0	1	1	0	0	13	
平成19年度	6	4	0	0	0	0	10	
平成20年度	1	1	4	0	0	0	6	
平成21年度	1	2	5	0	0	0	8	
平成22年度	7	2	6	2	0	0	17	
平成23年度	7	1	4	1	0	0	13	
平成24年度	8	3	14	1	0	0	26	
平成25年度	6	0	9	0	0	0	15	
平成26年度	9	4	5	0	0	0	18	
平成27年度	10	2	9	1	0	0	22	
平成28年度	5	1	12	0	0	0	18	
平成29年度	4	0	13	1	0	0	18	
平成30年度	7	1	10	0	0	0	18	
令和元年度	1	1	6	1	0	0	9	
令和2年度	4	1	13	1	0	1	20	
令和3年度	2	1	12	0	0	0	15	
令和4年度	5	1	12	1	0	0	19	
合計	件数	112	30	138	11	1	1	293
(過去20年間)	割合	38%	10%	48%	4%	0%	0%	100%
合計	件数	53	12	101	5	0	1	172
(過去10年間)	割合	31%	7%	58%	3%	0%	1%	100%

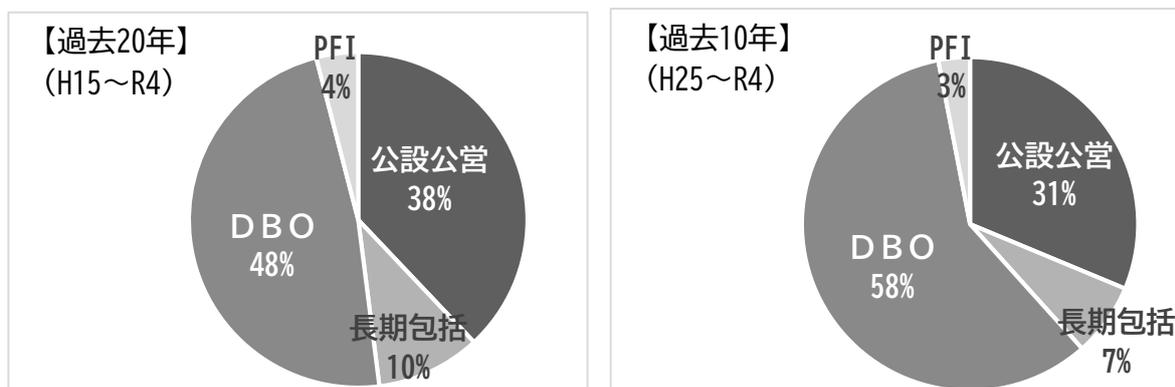


図6 事業方式別の実績

(5) 公設公営方式の課題

① 公設公営方式における委託及び契約形態

ごみ処理施設を構成する技術は、化学機械、電気、機械工学等を総合化した高度な技術であり、設計・施工双方の要素技術を総合化する技術力は、公共側より施工側であるプラントメーカーが有しています。こうした特殊性からごみ処理施設では、公共が独自に設計・積算できるものではなく、公共が設計・施工をあわせて発注し、プラントメーカーと契約を行う「設計・施工契約」が一般的に採用されています。

運營業務には、受付管理業務、運転管理業務（運転、物品・用役調達等）、維持管理業務（保守管理、修繕更新）、環境管理業務、情報管理業務等がありますが、一般的に個別業務ごとに予算化し、公共が直接実施、又は民間に単年度ごとの委託により個別発注します。

従来の単年度等個別業務委託方式における一般的な業務委託方法・契約形態は、表3に示すとおりです。

表3 公設公営方式の委託及び契約形態

業務区分		業務委託等の方法	契約形態
建設工事		・施工プラントメーカーへ設計・施工一括発注（性能発注）	・競争入札により、建設工事請負契約
施設運転管理業務	運転	・施工プラントメーカー等への役務発注による民間委託（又は直営）	・競争入札又は随意契約による単年度契約※
	物品・用役調達	・施工プラントメーカー等からの購入	・競争入札又は随意契約による単年度契約※
施設維持管理業務	保守管理（点検等）	・施工プラントメーカー等への業務・工事委託	・競争入札又は随意契約による単年度契約※
	修繕更新（補修等）		

※一部複数年度の契約もあるが、一般的には単年度が採用されている。

② 公設公営方式における課題

公設公営方式（直営を除く）では、業務に係る内容を細部に至るまで仕様規定するため、運転管理技術の蓄積（委託の場合に限る）、物品・用役の使用を節約する努力、設備を大切に使用する努力が期待できません。また、発注者では、適正処理に必要な個別業務の立案、予算化、入札・契約、業務管理、支払い及びその他事務並びに業務相互調整等を単年度毎に実施する必要があります。そのため、公設公営方式（直営を除く）では、長期的な視野に基づいた運営事業の実施及び事業者の創意工夫による業務の効率化等が発揮しづらい構造にあります。

また、公設公営方式では、単年度毎に委託又は工事発注しているため、一般的には競争性や入札・契約の公平性・透明性確保の説明責任を果たしにくい構造になっています。

表 4 公設公営方式の課題

業務区分		課題	共通課題
建設工事		<ul style="list-style-type: none"> 効率的な施設運営を見越した設計への反映が期待しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 建設から運営までの効率性向上が働きにくい。 個々の業務発注、毎年度の業務発注による、物品・用役の節約努力、設備を大切に使用する努力が期待できない。 個々の業務発注により、業務境界などでの責任分担が不明確になりやすい。
施設運転 管理業務	運転	<ul style="list-style-type: none"> 運転人員数を規定する仕様発注のため、運転管理費を削減することが難しい。 年度によって委託会社が変わる場合、施設固有の運転管理に関するノウハウが蓄積されず、運転管理の効率化が図れない。 	
	物品・用役 調達	<ul style="list-style-type: none"> 単年度契約のため、調達単価引き下げが期待できない。 所定の性能を発揮する中で使用量の節約努力が期待できない。 	
施設維持 管理業務	保守管理 (点検等)	<ul style="list-style-type: none"> 点検結果等に基づいた補修の必要性の判断及び工事発注について公共の主体的な判断が難しい。 	
	修繕更新 (補修等)		

(6) 公設民営方式及び民設民営方式導入による効果

事業方式を定性的に比較すると、表 5 に示すとおりとなります。

公設民営方式及び民設民営方式を導入することにより、公設公営方式における様々な課題が解決できる可能性が高まります。

表5 事業方式の定性的比較

凡例 ○：公共から見た利点、●：課題、留意点

事業方式 評価の視点	公設公営方式	長期包括運営業務委託方式	DBO方式	BTO方式	BOT方式/ BOO方式
コスト縮減 効果	●運営・維持管理業務に競争性を確保できない。	○運営・維持管理業務に公設公営方式よりは競争原理を働かせることができる。ただし、DBO方式と比較すると、施工プラントメーカーが本命となることから、DBO方式よりは競争原理が働かない可能性が高い。	○運営・維持管理業務に競争原理を働かせることができる。 ○設計・施工及び運営を一体化することにより、事業者の持つノウハウや創意工夫を活用することが可能となり、設計段階から施工や運営までを視野に入れた効果的な整備が期待できる。	同左	同左
長期債務負担 の確定	●運営維持管理期間中の全ての業務が個別単年度毎の仕様発注であり、運営・維持管理期間中の債務は、事業契約期間終了まで確定しない。結果的に公共側が予定外の責任・財政的負担を負うことが想定される。	○運営維持管理期間中の全ての業務を長期包括的に一括発注するため、運営・維持管理期間中の債務が事業当初の段階で確定する。	○建設及び運営・維持管理期間中の全ての業務を長期包括的に一括発注するため、運営・維持管理期間中の債務が事業当初の段階で確定する。	同左	同左
官民のリスク 分担の明確化	●通常の業務委託契約では、事業者が行う業務範囲と、それに係る官民のリスク分担と清算方法についての議論が十分にされない場合が多く、結果的に公共側が予定外の責任・財政的負担を負うことが想定される。	○事業者が行う業務範囲と、それに係る官民のリスク分担と清算方法を予め明文により定めることにより、事業契約期間中の運営面・財政面等で安定したサービスの調達が可能となる。	同左	同左	同左

事業方式 評価の視点	公設公営方式	長期包括運営業務委託方式	DBO方式	BTO方式	BOT方式/ BOO方式
運営中におけるサービス水準の確実な確保に向けた仕組みの構築	●運営・維持管理期間中の全ての業務が個別単年度毎の仕様発注であるため、他方式でのサービス未達による減額ができる仕組みを導入することは困難である。	○運営契約では、事業者が行う業務に対し、定期的なモニタリングを行い、そのサービス水準が未達の場合、委託費を減額する仕組みを導入することが一般的である。	同左	同左	同左
瑕疵担保責任	●民法上の瑕疵担保責任期間を超える契約は無効である。(建築物の躯体10年、その他2年) (民法634～640条)	同左	同左	同左	○事業契約期間中及び終了時の瑕疵担保責任を民間に移転することが出来る。
施設所有に起因するVFMへの影響	○固定資産税等の支払いがなく、事業者の支出負担が減少し、委託費も減少するため、BTO・BOOよりVFMが有利である。	同左	同左	同左	●施設(資産)を所有する事業者に固定資産税等の納税が課せられる。
金融機関側のリスクと事業監視	●金融機関が存在しない(監視機能)。	同左	同左	○金融機関は、返済原資である事業者によるサービス提供が確実に継続するよう事業監視する。	同左
資金調達	○起債により低利率で資金調達できる。	同左	同左	●金融機関から起債より高い利率で資金調達となる。	同左

事業方式 評価の視点	公設公営方式	長期包括運営業務委託方式	DBO方式	BTO方式	BOT方式/ BOO方式
事業実施に伴う透明性、公平性の確保	●情報公開条例等に基づく透明性、公平性の確保に留まる。なお、総合評価方式で事業者を選定する場合、学識経験者からなる事業者選定委員会により事業者を選定・公表するため、設計・建設に限り、透明性や公平性の確保が期待できる。	○PFI法に準じる場合、実施方針の公表、特定事業の選定及び学識経験者からなる事業者選定委員会による事業者の選定と公表からなり、設計・建設及び運営・維持管理ともに、透明性や公平性の確保が期待できる。	同左	○PFI法に則るため、実施方針の公表、特定事業の選定及び学識経験者からなる事業者選定委員会による事業者の選定と公表からなり、設計・建設及び運営・維持管理ともに、透明性や公平性の確保が期待できる。	同左
運営・維持管理期間中の行政事務手続	●建設及び維持管理期間中の全ての業務が個別単年度毎の仕様発注である。	○運営・維持管理契約は、長期包括的に一括発注するため、運営・維持管理期間中の事務手続が簡素化できる。	○建設契約と運営契約は、2本立てとなるが、長期包括的に一括発注するため、運営中の事務手続が簡素化できる。	○建設及び運営期間の全ての業務を長期包括的に一括発注するため、運営中の事務手続が簡素化できる。	同左

(7) 本事業における事業方式

以上を踏まえ、本市では、今後実施する市場調査において、市場が希望する事業方式とその理由等について調査し、定性的な評価を取りまとめていきます。また、併せてコスト削減効果も踏まえながら、総合的に最適な事業方式を検討していきます。

3. 業務範囲の検討

(1) 整備段階

市では、用地取得、環境影響評価、住民合意、都市計画関連手続き、近隣自治体対応、交付金申請手続き等を行います。また、事業者では、施設の設計及び建設工事、交付金申請手続きの支援等を行います。

(2) 運営段階

一般的な官民の役割分担では、事業者への適切なリスク移転の観点から、ごみの収集・運搬、近隣住民対応などの一部の業務を除いて、施設の運営・維持管理業務に係る多くの業務を包括的に事業者に委ねることが多くなっています。

本市では、このような考え方を基に、本事業における運営段階の事業範囲を図7に示すとおり設定しました。

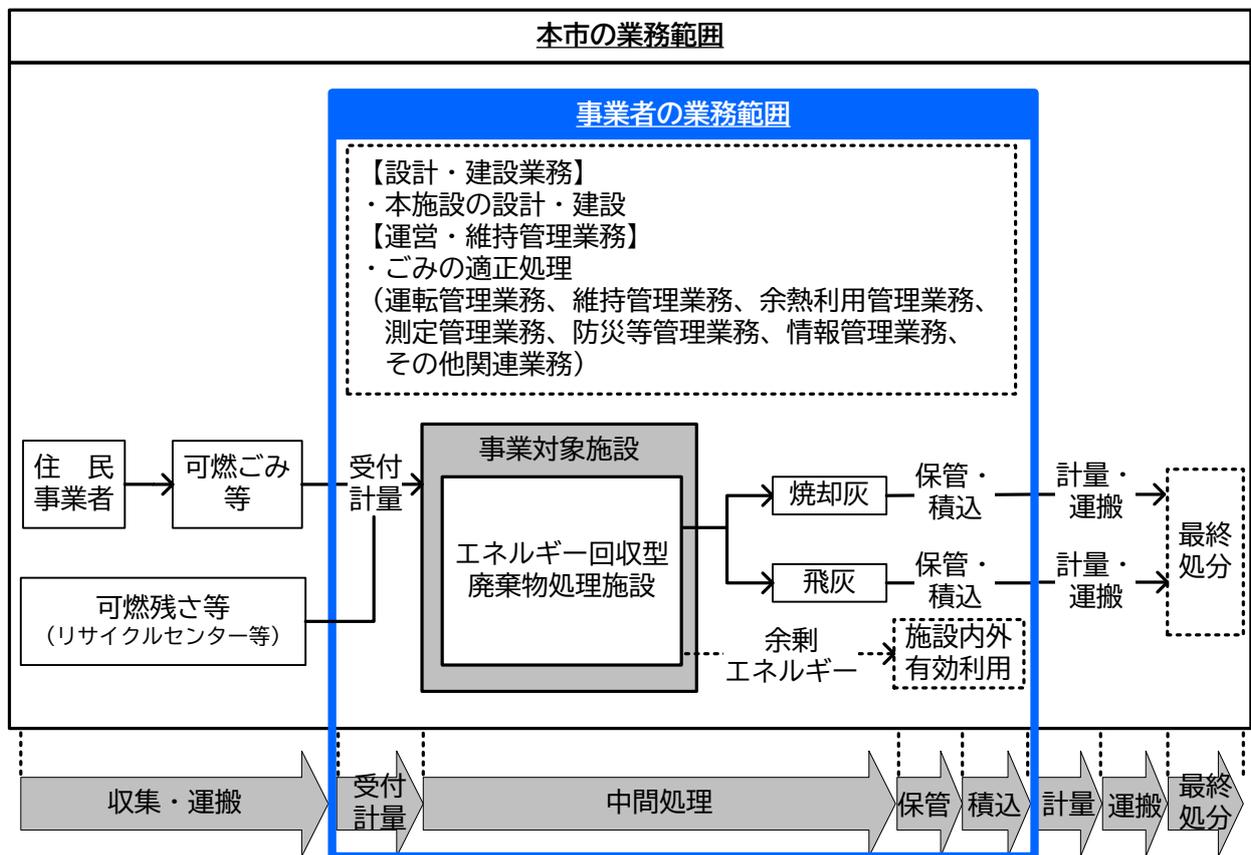


図7 運営段階における本事業の事業範囲

4. 運営・維持管理期間の検討

(1) 運営・維持管理期間検討のポイント

運営・維持管理業務期間は、可能な限り長期とすることで民間の創意工夫を導き出すことができます。設定に当たってのポイントは次のとおりです。

- ・施設の耐用年数に近い運営・維持管理期間の設定が、官民リスク分担上望ましい（特に運営・維持管理終了後の大規模補修工事等のリスク分担の観点）。
- ・リスク評価が可能な期間内に運営・維持管理期間を設定しなければ、事業者の応札意欲に影響が出る（結果、競争原理が働きにくくなるリスクがある）

(2) 運営・維持管理期間の事例

全国の事業で設定している運営・維持管理業務期間の事例を表6に示します。

DBO方式やPFI方式での166件の事例では、「20年間」と設定している事例が124件（75%）、次いで「15年間」が29件（17%）となっています。また、直近10年間の111件の事例では、「20年間」と設定している事例が90件（80%）、次いで「15年間」が12件（11%）となっています。

DBO方式、PFI方式では、長期的な運営・維持管理費を施設建設と一体的に発注するものであり、運営・維持管理費を質・コストの両面で競争環境にさらすことができます。仮に運営・維持管理期間を5年間で設定すると、事業者側からすると、連続した20年間の運営・維持管理業務を任されてこそ、そのコストを縮減するノウハウ保有しているにもかかわらず、そのノウハウを活用しきれないまま契約が終了することとなります。その一方で、発注者側からすると、6年目以降の債務負担が不確定なまま事業契約を終了することとなり、その後の6年目以降の運営・維持管理については、最初の当該建設事業者が施設を最もよく知る事業者となることから、他の事業者が施設の状態を把握することは難しい状態になるため、競争性を確保することが難しくなることも想定されます。

以上より、本事業における運営・維持管理業務期間は、事例で最も多い「20年間」に設定します。

表 6 運営・維持管理業務期間

単位：件

年度	運営・維持管理期間						合計	
	15年未満	15年	16-19年	20年	21-24年	25年以上		
平成15年度	0	0	0	0	0	0	0	
平成16年度	1	1	0	1	0	0	3	
平成17年度	0	2	0	2	0	0	4	
平成18年度	0	0	0	2	0	0	2	
平成19年度	1	2	0	0	0	0	3	
平成20年度	0	2	0	3	0	0	5	
平成21年度	0	2	0	4	0	0	6	
平成22年度	0	4	0	6	0	0	10	
平成23年度	0	0	0	5	0	1	6	
平成24年度	1	4	0	11	0	0	16	
平成25年度	0	3	0	6	0	0	9	
平成26年度	0	0	0	4	1	0	5	
平成27年度	0	2	1	7	0	0	10	
平成28年度	1	1	0	11	0	0	13	
平成29年度	0	1	0	13	0	0	14	
平成30年度	0	1	0	9	0	0	10	
令和元年度	0	1	0	6	0	0	7	
令和2年度	0	1	0	12	1	1	15	
令和3年度	0	1	0	10	1	1	13	
令和4年度	0	1	2	12	0	0	15	
合計	件数	4	29	3	124	3	3	166
(過去20年間)	割合	2%	17%	2%	75%	2%	2%	100%
合計	件数	1	12	3	90	3	2	111
(過去10年間)	割合	1%	11%	3%	80%	3%	2%	100%

注) DBO方式、長期包括運営業務委託、PFI方式の事例を集計

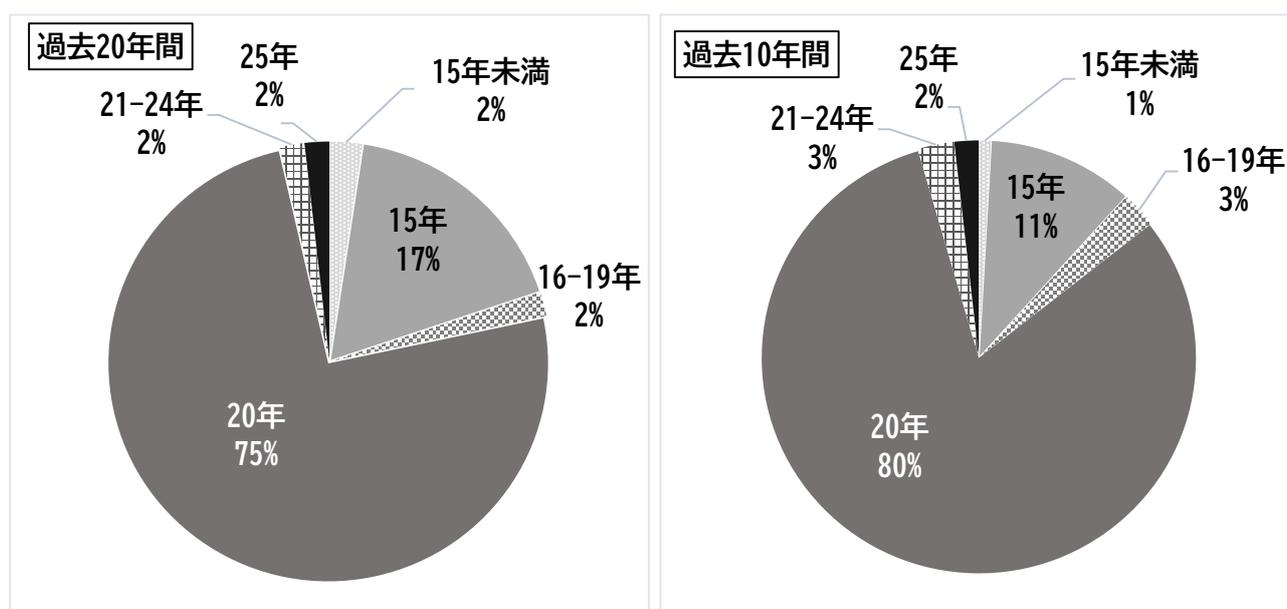


図 8 運営・維持管理業務期間

5. リスク分担の検討

(1) リスク分担の考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、本市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものです。

設計・建設及び運営・維持管理に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとしますが、本市が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、本市がリスクを負うこととします。

(2) リスク分担（案）

リスクが発生する可能性がある段階は、全期間共通、設計段階、建設段階、運営・維持管理段階等に分けられます。

これらの段階ごとに発生する可能性があるリスクに係る本市と事業者の分担案を表 7 に示します。

表7 リスク分担（案）

段階	リスクの種類		リスクの内容	リスク分担	
				本市	事業者
全期間共通	募集資料リスク	(1)	本事業での募集資料の誤り又は変更によるもの。	○	
	周辺住民対応	(2)	本事業の実施そのものについての周辺住民等の反対運動、訴訟・要望に関するもの	○	
		(3)	事業者が実施する業務に起因する住民反対運動、訴訟・要望に関するもの		○
		(4)	上記以外のもの	○	
		(5)	地中障害物、土壌汚染、その他募集資料等から予見できない用地の瑕疵に関するもの	○	
	第三者賠償リスク	(6)	事業者が実施する業務に起因して発生する事故等		○
		(7)	上記以外のもの	○	
	政策リスク	(8)	市に関わる政策の変更、議会承認等によるもの	○	
	許認可リスク	(9)	事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○
	交付金リスク	(10)	事業者の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合		○
		(11)	その他の事由により予定されていた交付金額が交付されない場合	○	
	物価変動リスク	(12)	一定範囲を超える物価変動（インフレ、デフレ）にともなう事業者の経費増減によるもの	○	△
	法令変更リスク	(13)	本事業に直接関連する法令・税制の変更等によるもの	○	
		(14)	上記以外の法令・税制度の新設・変更に関するもの		○
	不可抗力リスク	(15)	天災等大規模な災害、暴動、戦争、疫病等の予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断もしくは契約解除等の原因となり得るもの	○	△
債務不履行リスク	(16)	事業者の事業放棄、事業破綻によるもの又は事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等によるもの		○	
	(17)	上記以外のもの（市の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等）	○		
設計段階	測量・調査	(18)	市が実施した測量、調査に関するもの	○	
		(19)	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更リスク	(20)	市の指示・提示条件の不備・変更による設計変更	○	
(21)		事業提案内容の不備又は市により判断した不備によるもの		○	
建設段階	建設着工遅延リスク	(22)	市の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	
		(23)	事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの		○
	工事費増加リスク	(24)	市の提示条件の不備・変更に関するもの	○	
		(25)	事業者の事由によるもの		○
	工事遅延リスク	(26)	着工後の市の指示に関するもの	○	
		(27)	事業者の事由によるもの		○
	試運転・性能試験リスク	(28)	試運転・性能試験（事業者実施）に要する廃棄物の供給に関するもの	○	
(29)		試運転・性能試験（事業者実施）の結果、契約等で規定した要求性能の不適合によるもの		○	
運営段階	ごみ量変動リスク	(30)	施設での許容範囲内のごみの受け入れ		○
		(31)	施設許容量を大幅に超過（増・減）するごみの処理	○	
	ごみ質変動リスク	(32)	計画ごみ質に対する一定範囲内のごみ質変動		○
		(33)	計画ごみ質に対する一定範囲を大幅に超えるごみ質変動	○	
	要求水準不適合リスク	(34)	契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の契約適合によるものを含む）		○
	環境保全リスク	(35)	事業者が実施する業務に起因する排ガスの基準超過、騒音及び振動等による周辺環境の悪化又は法令等の規制基準への不適合に関するもの		○
		(36)	上記以外のもの	○	
	不適物処理リスク	(37)	搬入された不適物の処理に関するもの	○	
副生成物処理リスク	(38)	処理性能に起因する副生成物の処理に関するもの		○	
	(39)	処理性能以外に起因する副生成物の処理に関するもの	○		
他	施設性能リスク	(40)	事業の終了時における施設の性能確保に関するもの		○

凡例 ○：主 △：従